| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ㈪　測定手順は、以下のとおりとする。<br>⑴　被検機器から救済網相当シミュレータへ救済網での待受を求める信号を送出する。<br>⑵　救済網相当シミュレータが信号を受け取った後、被検機器へ拒否する旨の信号及び再送間隔を送出する。<br>⑶　被検機器が救済網相当シミュレータから指定された再送間隔の間救済網での待受を求める信号を再送しないことを確認する。<br>⑷　被検機器から救済網相当シミュレータへ救済網での待受を求める信号を送出する。<br>⑸　救済網相当シミュレータが信号を受け取った後、被検機器へ拒否する旨の信号を再送間隔を含めずに送出する。<br>⑹　被検機器が、当該被検機器の持つ再送間隔の間救済網での待受を求める信号を再送しないことを確認する。<br>⑺　⑷から⑹までと同じ手順を４回繰り返して行う。<br>⑻　⑺の後、被検機器が12分間救済網での待受を求める信号を再送しないことを確認する。<br>⑼　被検機器が救済網相当シミュレータに接続し、被検機器から救済網相当シミュレータへ位置登録の更新を求める信号を送出した場合について、⑴から⑶までと同様の手順で確認を行う。<br>⑽　被検機器から救済網相当シミュレータへ救済網への接続を求める信号を送出する。<br>⑾　救済網相当シミュレータが信号を受け取った後、被検機器へ拒否する旨の信号及び再送間隔を送出する。<br>⑿　被検機器が救済網相当シミュレータから指定された再送間隔の経過後救済網での待受を求める信号を再送し、救済網相当シミュレータに接続することを確認する。 | |
| 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。 | |

**○総務省告示第百七十五号**

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の八（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第八十七号（固定電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **別表第五号**　無線設備を使用する専用通信回線設備等端末<br>［第１～第３　略］<br>第４　無線設備規則第49条の６の９又は第49条の６の10に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電気的条件等<br>［１～８　略］<br>９　救済網に過大な負荷を与えないようにする機能<br>⑴　救済網（端末設備等規則第32条の24の２に規定する救済網をいう。⑵において同じ。）への接続は、基地局から報知される規制情報に従って行うこと。<br>⑵　救済網へ接続した際に救済網から拒否信号を受信したときは、当該拒否信号に付された再送間隔に指定された間隔をおいた後に接続を試みること。ただし、再送間隔の指定が無い場合は、12分以上の間隔をおいた後に接続を試みること。 | **別表第五号**　無線設備を使用する専用通信回線設備等端末<br>［第１～第３　同左］<br>第４　無線設備規則第49条の６の９又は第49条の６の10に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電気的条件等<br>［１～８　同左］<br>［新設］ |